

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月5日
【会社名】	株式会社 I B J
【英訳名】	I B J , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石坂 茂
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03 - 5324 - 5660
【事務連絡者氏名】	財務経理部統括 上野 音彦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03 - 5324 - 5660
【事務連絡者氏名】	財務経理部統括 上野 音彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第3回新株予約権) その他の者に対する割当 18,322,308円 (新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額) 2,518,442,308円 (第4回新株予約権) その他の者に対する割当 11,443,086円 (新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額) 2,511,493,086円 (注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得し、消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年2月26日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集の条件及び新株予約権の内容等の一部が平成30年3月5日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】(第3回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	17,858個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	18,322,308円(本新株予約権の発行価格を1,026円とした場合の見込額であり、発行価格に17,858を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個当たり1,026円(本新株予約権の目的である株式1株当たり10.26円)とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する平成30年3月5日から平成30年3月7日までの間のいずれかの日(以下、「条件決定日」という。)において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載の方法で算定された結果が金1,026円を上回る場合には、条件決定日におけるかかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社 I B J 財務経理部 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
払込期日	平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
割当日	平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(注) 1 第3回新株予約権(以下、「1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)」)において、「本新株予約権」といいます。なお、「第一部 証券情報 第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途」以降の記載においては、本新株予約権並びに本新株予約権と同日に発行される第4回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成30年2月26日付の当社取締役会において発行を決議しております。

- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の第三者割当契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法により、全部をUBS AG London Branch(以下「割当予定先」といいます。)に割り当てます。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

<訂正後>

発行数	17,858個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	18,322,308円
発行価格	新株予約権1個当たり1,026円(本新株予約権の目的である株式1株当たり10.26円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月22日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社 I B J 財務経理部 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
払込期日	平成30年3月22日
割当日	平成30年3月22日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

- (注) 1 第3回新株予約権(以下、「1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)」において、「本新株予約権」といいます。なお、「第一部 証券情報 第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途」以降の記載においては、本新株予約権並びに本新株予約権と同日に発行される第4回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成30年2月26日及び平成30年3月5日(以下「条件決定日」といいます。)付の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の第三者割当契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法により、全部をUBS AG London Branch(以下「割当予定先」といいます。)に割り当てます。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,400円とする。但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下、「基準日株価」という。)が1,400円を上回る場合には、当初の行使価額は基準日株価の100%に相当する金額とする。</p>
----------------	--

(中略)

(注) 4 行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る事項

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

(ウ) 資金調達手法の概要

今回の資金調達は、当社がUBSに対し本新株予約権を割り当て、本新株予約権の払込金額に加え、UBSによる本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっています。本新株予約権の当初行使価額は、発行決議基準株価を上回る1,400円(第3回新株予約権)及び1,750円(第4回新株予約権)又は条件決定基準株価の100%に相当する金額の高い方の金額とし、発行決議基準株価よりも高く設定されています。さらに、本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、当初行使価額以上の価額に行使価額が修正されます。すなわち、株価上昇時においては行使価額を上方修正される一方、株価下落時であっても下限行使価額が当初行使価額の100%に相当する金額であることから、行使価額が当初行使価額より下方に修正されることはありません。

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に、下記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」記載の内容を含む第三者割当契約を締結いたします。なお、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額にて、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、当初1,400円とする。</p>
----------------	---

(中略)

(注) 4 行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る事項

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

(ウ) 資金調達手法の概要

今回の資金調達は、当社がUBSに対し本新株予約権を割り当て、本新株予約権の払込金額に加え、UBSによる本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっています。本新株予約権の当初行使価額は1,400円 (第3回新株予約権) 及び1,750円 (第4回新株予約権) とし、発行決議基準株価よりも高く設定されています。さらに、本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、当初行使価額以上の価額に行使価額が修正されます。すなわち、株価上昇時においては行使価額を上方修正される一方、株価下落時であっても下限行使価額が当初行使価額の100%に相当する金額であることから、行使価額が当初行使価額より下方に修正されることはありません。

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に、下記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」記載の内容を含む第三者割当契約を締結いたします。なお、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額にて、本新株予約権者 (当社を除きます。) の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

(後略)

2【新規発行新株予約権証券】(第4回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	14,286個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	11,443,086円(本新株予約権の発行価格を801円とした場合の見込額であり、発行価格に14,286を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個当たり801円(本新株予約権の目的である株式1株当たり8.01円)とするが、条件決定日において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載の方法で算定された結果が金801円を上回る場合には、条件決定日におけるかかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社 I B J 財務経理部 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
払込期日	平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
割当日	平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(注) 1 第4回新株予約権(以下、「1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)」において、「本新株予約権」といいます。なお、「第一部 証券情報 第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途」以降の記載においては、本新株予約権並びに本新株予約権と同日に発行される第3回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成30年2月26日付の当社取締役会において発行を決議しております。

- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の第三者割当契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法により、全部を割当予定先に割り当てます。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

<訂正後>

発行数	14,286個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	11,443,086円
発行価格	新株予約権1個当たり801円(本新株予約権の目的である株式1株当たり8.01円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月22日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社 I B J 財務経理部 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
払込期日	平成30年3月22日
割当日	平成30年3月22日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

- (注) 1 第4回新株予約権(以下、「1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)」において、「本新株予約権」といいます。なお、「第一部 証券情報 第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途」以降の記載においては、本新株予約権並びに本新株予約権と同日に発行される第3回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成30年2月26日及び平成30年3月5日付の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の第三者割当契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法により、全部を割当予定先に割り当てます。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,750円とする。但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下、「基準日株価」という。)が1,750円を上回る場合には、当初の行使価額は基準日株価の100%に相当する金額とする。</p>
----------------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,750円とする。</p>
----------------	---

(後略)

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,029,935,394	8,000,000	5,021,935,394

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額を1,026円(第3回新株予約権)及び801円(第4回新株予約権)、本新株予約権の当初行使価額を1,400円(第3回新株予約権)及び1,750円(第4回新株予約権)と仮定し、本新株予約権の発行価額の総額(第3回新株予約権及び第4回新株予約権の合計29,765,394円)に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額であり、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の合計5,000,170,000円)を合算した見込額であります。なお、本新株予約権の最終的な発行価額及び当初行使価額は条件決定日に決定されます。

(後略)

<訂正後>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,029,935,394	8,000,000	5,021,935,394

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(第3回新株予約権及び第4回新株予約権の合計29,765,394円)に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額であり、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の合計5,000,170,000円)を合算した金額であります。

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

<訂正前>

本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められる諸条件を考慮した発行決議日における本新株予約権の価格の評価及び条件決定日における本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂一丁目1番8号 赤坂コミュニティビル4F 代表取締役 黒崎知岳)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、発行決議日時点の市場環境、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の本新株予約権の権利行使行動等に関する一定の前提(当社の株価、当社株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、当社の資金調達需要は本新株予約権の行使期間に渡り一様に発生すること、当社の資金調達需要がある場合には、当社は行使停止を実施せず行使指定を実施すること、当社からの通知による本新株予約権の取得は実施しないこと、割当予定先は当社からの行使指定に基づき、又は、行使停止指定のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに本新株予約権の権利行使及び当社株式の売却を実施すること、等)を置き、割当予定先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準(他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準)を仮定して、本新株予約権及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約で定められる各条件を考慮のうえ、本新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、発行決議日における当該算定機関の価格評価(以下「赤坂国際会計評価書」といいます。)における各本新株予約権の算定結果を参考に、割当予定先との協議を経て、暫定的に、発行決議日時点の本新株予約権1個の発行価額を、当該算定結果と同額の1,026円(第3回新株予約権)及び801円(第4回新株予約権)といたしました。当該発行価額は、発行決議日における赤坂国際会計評価書で示された算定結果と同額で決定されていること、また、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)4(1)(エ)資金調達方法の選択理由」に記載した本新株予約権の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額が合理的であると判断しました。但し、当社は、本新株予約権の発行決議と同日に本中期経営計画を公表しており、本中期経営計画に対する市場の評価は当社の株価に影響を与える可能性があることから、条件決定日における赤坂国際会計評価書で示される算定結果が、1,026円(第3回新株予約権)及び801円(第4回新株予約権)を上回る場合には、条件決定日におけるかかる算定結果に基づき、本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

また、本新株予約権の当初行使価額は、今後の当社の成長性に鑑み、株価の上昇局面において、効率的かつ有利な資金調達を実現するために、発行決議基準株価を、第3回新株予約権は20.4%、第4回新株予約権は50.5%それぞれ上回る額である1,400円(第3回新株予約権)及び1,750円(第4回新株予約権)又は条件決定基準株価の100%に相当する金額の高い方の金額としました。本新株予約権の行使価額については、本中期経営計画に掲げる利益目標を達成した際の株価収益率等を元に検討し、また割当予定先とも協議した上決定しているため、適正かつ妥当であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、発行決議日時点において、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)は、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先とは契約関係にない独立した立場で本評価書を提出していること、本新株予約権の評価については、その算定根拠及び前提条件に関して赤坂国際会計から説明を受けた内容が合理的なものであると判断できること、赤坂国際会計は新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について特段問題となる点はないと考えられることから、当該決定方法に基づき本新株予約権の発行価額を決定することについて、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

<訂正後>

本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められる諸条件を考慮した発行決議日における本新株予約権の価格の評価及び条件決定日における本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂一丁目1番8号 赤坂コミュニティビル4F 代表取締役 黒崎知岳)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、発行決議日時点及び条件決定日時点の市場環境、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の本新株予約権の権利行使行動等に関する一定の前提(当社の株価、当社株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、当社の資金調達需要は本新株予約権の行使期間に渡り一様に発生すること、当社の資金調達需要がある場合には、当社は行使停止を実施せず行使指定を実施すること、当社からの通知による本新株予約権の取得は実施しないこと、割当予定先は当社からの行使指定に基づき、又は、行使停止指定のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに本新株予約権の権利行使及び当社株式の売却を実施すること、等)を置き、割当予定先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準(他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準)を仮定して、本新株予約権及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約で定められる各条件を考慮のうえ、本新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、発行決議日における当該算定機関の価格評価(以下「赤坂国際会計評価書」といいます。)における各本新株予約権の算定結果と条件決定日における赤坂国際会計評価書における各本新株予約権の算定結果を比較し、最終的に本新株予約権1個の発行価額を1,026円(第3回新株予約権)及び801円(第4回新株予約権)と決定しました。当該発行価額は、発行決議日における赤坂国際会計評価書で示された算定結果と同額で決定されていること、また、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等(注)4 (1)(エ)資金調達方法の選択理由」に記載した本新株予約権の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、今後の当社の成長性に鑑み、株価の上昇局面において、効率的かつ有利な資金調達を実現するために、発行決議基準株価を上回る額である1,400円(第3回新株予約権)及び1,750円(第4回新株予約権)としました。本新株予約権の行使価額については、本中期経営計画に掲げる利益目標を達成した際の株価収益率等を元に検討し、また割当予定先とも協議した上決定しているため、適正かつ妥当であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)は、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先とは契約関係にない独立した立場で本評価書を提出していること、本新株予約権の評価については、その算定根拠及び前提条件に関して赤坂国際会計から説明を受けた内容が合理的なものであると判断できること、赤坂国際会計は新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について特段問題となる点はないと考えられることから、本新株予約権の払込金額は、割当先に特に有利でないとは判断してあります。